

国民健康保険療養給付費等負担金等交付要綱

(通 則)

- 1 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第69条、第70条、第73条及び第81条の3の規定に基づく国庫負担（補助）金については、予算の範囲内において交付するものとし、法、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和47年厚生省令第11号。以下「算定省令」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「補助金等適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省
労働省</sup>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この負担金及び補助金（以下「負担金等」という。）は、法第3条第1項に規定する都道府県及び当該都道府県内の市町村（特別区を含む。）（以下「都道府県等保険者」という。）による国民健康保険事業並びに同条第2項に規定する国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）による国民健康保険事業の運営の安定化を図ることを目的とする。

(交付の対象事業)

- 3 この負担金等は、次に掲げる事業を交付の対象とする。
 - (1) 国民健康保険療養給付費等負担金
 - ① 療養給付費負担事業
都道府県等保険者が法の規定に基づいて行う療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給
 - ② 高額医療費負担事業
都道府県等保険者が法の規定に基づいて行う3(1)①に掲げる療養の給付等の支給に関し、高額な医療に関する給付に要する費用の支出
 - ③ 特別高額医療費共同事業
都道府県が法の規定に基づいて行う特別高額医療費共同事業拠出金の納付
 - (2) 国民健康保険後期高齢者医療費支援金負担金
都道府県が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）の規定に基づいて行う後期高齢者支援金の納付
 - (3) 国民健康保険介護納付金負担金
都道府県が介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づいて行う介護納付金の納付
 - (4) 国民健康保険組合療養給付費補助金
 - ① 療養給付費補助事業

国保組合が法の規定に基づいて行う療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

② 組合普通調整補助事業

国保組合が法の規定に基づいて行う算定政令第5条第8項（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用を除く。）に定める事業

③ 組合特別調整補助事業

国保組合が法の規定に基づいて行う算定政令第5条第9項（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用を除く。）に定める事業

(5) 国民健康保険組合後期高齢者医療費支援金補助金

① 後期高齢者医療費支援金補助事業

国保組合が高確法の規定に基づいて行う後期高齢者支援金の納付

② 組合普通調整補助事業

国保組合が法の規定に基づいて行う算定政令第5条第8項（後期高齢者支援金の納付に要する費用に限る。）に定める事業

③ 組合特別調整補助事業

国保組合が法の規定に基づいて行う算定政令第5条第9項（後期高齢者支援金の納付に要する費用に限る。）に定める事業

(6) 国民健康保険組合介護納付金補助金

① 介護納付金補助事業

国保組合が介護保険法の規定に基づいて行う介護納付金の納付

② 組合普通調整補助事業

国保組合が法の規定に基づいて行う算定政令第5条第8項（介護納付金の納付に要する費用に限る。）に定める事業

③ 組合特別調整補助事業

国保組合が法の規定に基づいて行う算定政令第5条第9項（介護納付金の納付に要する費用に限る。）に定める事業

(7) 国民健康保険組合事務費負担金

国保組合が法第69条の規定に基づいて行う国民健康保険の事務の執行

(交付額の算定方法)

4 この負担金等の交付額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 3の(1)から(7)までの事業（3(1)③の事業を除く。）

算定政令、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第116号）及び算定省令の規定により算出した額とする。

なお、交付額の算出に当たっては、法第64条第1項の規定による損害賠償金、法第65条第1項の規定による徴収金並びに同条第3項の規定による返還金及び加算金の額を控除するものとする。

(2) 3(1)③の事業

算定政令の規定により、特別高額医療費共同事業事業費拠出金の納付に要する費用の一

部について、当該年度の予算で定める額とし、具体的には次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

なお、交付額の算出に当たっては、法第64条第1項の規定による損害賠償金、法第65条第1項の規定による徴収金並びに同条第3項の規定による返還金及び加算金の額を控除するものとする。

- ① 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	事業を実施するために必要な次に掲げる経費 事業費拠出金

(交付の条件)

- 5 この負担金等の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ただし、各負担（補助）金間の経費の配分の変更は、承認をしないものとする。
 - (2) 事業の内容を変更する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないでこの負担金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
 - (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
 - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
 - (7) 負担金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を負担金等の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日。以下同じ。）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、国保組合にあっては前記調書に代えて負担金等と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を負担金等の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
 - (8) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、(7)に定める書類については、同事項に定める期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期

間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(申請手続)

6 この負担金等の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 3の(1)①、(2)及び(3)に掲げる事業

都道府県は様式第2-1による申請書に関係書類を添えて、毎年度4月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 3(1)②に掲げる事業

都道府県は様式第2-2による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(3) 3(1)③に掲げる事業

都道府県は様式第2-3による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(4) (1)から(3)までにより申請を行う都道府県は、当該申請に当たって必要な情報について、当該都道府県内の市町村に対して報告を求めるものとする。

(5) 3の(4)①、(5)①、(6)①及び(7)に掲げる事業

国保組合は様式第2-4による申請書に関係書類を添えて、毎年度4月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(6) 3の(4)の②及び③、(5)の②及び③並びに(6)の②及び③に掲げる事業

国保組合は様式第2-5による申請書に関係書類を添えて、毎年度4月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(7) 補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県知事が行うことについて同意をする決定をした都道府県の管下における国保組合にあっては、(5)及び(6)の規定によらず、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとし、都道府県知事は、申請書を受理したときはこれを審査し、取りまとめのうえ、様式第5により関係書類を添えて、毎年度4月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

7 この負担金等の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付等の申請を行う場合は、次により行うものとする。

(1) 都道府県は様式第3-1(3(1)②の事業の場合は様式第3-2、3(1)③の事業の場合は様式第3-3)、国保組合は様式第3-4(3の(4)の②及び③、(5)の②及び③並びに(6)の②及び③の事業の場合は様式第3-5)による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県知事が行うことについて同意をする決定をした都道府県の管下における国保組合にあっては、(1)の規定によらず、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとし、都道府県知事は、申請書を受理したときはこれを審査し、取りまとめのうえ、様式第5により関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 この負担金等の交付決定までに要する標準的期間は、次によるものとする。
- (1) 都道府県知事は、6 (7)による申請書を受理した日から起算して、原則として10日以内に厚生労働大臣へ提出を行うものとし、厚生労働大臣は申請書が到達した日から起算して原則として30日以内に交付の決定を行うものとする。
 - (2) 都道府県知事は、7 (2)による申請書を受理した日から起算して、原則として10日以内に厚生労働大臣へ提出を行うものとし、厚生労働大臣は申請書が到達した日から起算して原則として30日以内に交付の決定を行うものとする。

(負担金等の概算払)

- 9 厚生労働大臣は、原則として支払うべき額を確定した後、都道府県等保険者及び国保組合（以下「保険者」という。）が提出する精算払請求書に基づいて支払を行う。この場合において、厚生労働大臣は、保険者から適法な精算払請求書を受理してから速やかにこれをしなければならない。
- ただし、保険者が概算払による支払を要望する場合は、厚生労働大臣は、保険者の資力、補助事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払をすることができる。

(交付決定の通知)

- 10 国保組合に係る負担金等について、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県知事が行うことについて同意をする決定をした都道府県知事は、厚生労働大臣の交付決定通知依頼又は変更交付決定通知依頼があったときは、国保組合に対し様式第6-1又は様式第7-1（3の(4)の②及び③、(5)の②及び③並びに(6)の②及び③の事業の場合は様式第6-2又は様式第7-2）により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(負担金等の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき負担金等の額を確定した場合において、既にその額を超える負担金等が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(実績報告)

- 12 この負担金等の事業の実績報告は、次により行うものとする。
- (1) 当該年度の事業が完了したときは、都道府県は様式第4-1（3(1)②の事業の場合は様式第4-2、3(1)③の事業の場合は様式第4-3）、国保組合は様式第4-4（3の(4)の②及び③、(5)の②及び③並びに(6)の②及び③の事業の場合は様式第4-5）による実績報告書に関係書類を添えて、翌年度8月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
 - (2) 補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県知事が行うことについて同意をする決定をした都道府県の管下における国保組合にあっては、(1)の規定によらず、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとし、都道府県知事は、報告書を受理したときはこれを審査し、取りまとめのうえ、様式第5による進達書に関係書類を添えて、翌年度8月

15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(負担金等の額の確定の通知)

- 13 国保組合に係る負担金等について、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県知事が行うことについて同意をする決定をした都道府県知事は、厚生労働大臣の交付額の確定通知依頼があったときは、国保組合に対し様式第8-1(3の(4)の②及び③、(5)の②及び③並びに(6)の②及び③の事業の場合は様式第8-2)により速やかに確定の通知を行うものとする。

(その他)

- 14 特別の事情により4、6、7及び12に定める算定方法、手続によることができない場合は、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。